

総合共済

総合共済事業細則

- 「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

(目的)

第1条 総合共済事業規約（以下「規約」という。）
第62条（細則）にもとづき、規約に規定する事項その他この組合が行う総合共済事業の執行に必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(「電磁的方法」の定義)

第2条 この細則において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。

(共済金請求のための書類)

第3条 規約第20条（共済金の請求）の規定による共済金請求の場合の添付書類は、別表に定めるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、この組合が認めたときは、前項の書類の一部を省略できるものとする。

(添付証明書)

第4条 前条に掲げる添付書類のうち、添付証明書についてはつぎの各号のとおりとする。

(1) 死亡の場合

ア 死亡診断書もしくは死体検案書

- ① 陸上遭難（警察より発行）
- ② 海上遭難（海上保安庁より発行）
- ③ 外国での遭難（在外公館より発行）

イ 戸籍抄本

死亡事実または失踪宣告の記載された抄本

ウ 戸籍謄本

共済金受取人が配偶者以外の場合は共済契約者との続柄が明らかにされている謄本。親権者が明らかにされていない場合は、家庭裁判所の後見人就任届出済の

抄本

エ 印鑑証明書

共済金受取人が共済契約者以外の場合、受領者の証明書一通

(2) 後遺障害の場合、障害診断書

この組合所定のもので医師の証明があるもの

(3) 火災等・住宅災害等の場合

ア 罹災証明書

市町村長、消防署長、消防長発行のものいずれか一つ。ただし、風呂の空焚きによる損害に限り、消防団長または分団長発行のものを含める。

なお、上記証明書が取得できない場合で罹災原因が落雷、雪害および他人の戸室からの漏水・溢水によるときは、関係団体、自治会長、町内会長のいずれかの証明で代用できるものとする。

イ 居住証明書

所属長（学校長）、市町村長、町内会長、自治会長発行のものいずれか一つ。

ウ 固定資産税納付証明書

市町村発行のもの。ない場合は登記簿抄本で代用できるものとする。

(4) 入院・休業の場合、入院・休業証明書

つぎのいずれか一つ。ただし、入院をした場合で入院期間が30日未満の場合は、下記イの添付を要するものとする。

ア 入院期間のわかる病院または診療所の証明書（領収書を含む）

イ 休業理由並びに期間が記載されたもので職場責任者の証明のあるもの

(5) 傷害の場合、傷害証明書

この組合所定のもので、所属長（学校長等）の証明のあるもの

(6) 退職見舞金の場合、退職証明書

この組合所定のもので、学校長・勤務先担当者いずれかの証明のあるもの。

(その他退職辞令の写し(コピー)または教育委員会・教育長の証明で代用できるものとする。)ただし、学校長・勤務先担当者いずれの証明もとれない場合には、客観的な証明として組合が認めたものに代えることができる。

(生死不明の場合)

第5条 規約第23条(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)にいう「被共済者が死亡したものと認めたとき」とは、つぎの各号の場合とし、規約別紙第6「総合共済給付認定基準」(以下、「給付認定基準」という。)にいう「死亡」につぎの各号を含むものとする。

- (1) 被共済者が失踪宣告をうけたとき。
- (2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難(以下「危難」という。)に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金および退職見舞金を支払うことができる。

| | |
|---------------|-----|
| ア 航空機の事故の場合 | 30日 |
| イ 船舶の事故の場合 | 3ヶ月 |
| ウ ア、イ以外の危難の場合 | 1年 |

- 2 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金および退職見舞金を受け取った場合において、当該共済金受取人は、念書を提出することを要する。

(共済契約の解約)

第6条 共済契約者は、規約第30条(共済契約の解約)の規定により共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名のうえこの組合に提出しなければならない。

(解約返戻金およびその他の返戻金請求の提出書類)

第7条 解約返戻金およびその他の返戻金を請求するときの提出書類は、つぎの各号に定めるとおりとする。

- (1) 解約返戻金請求書
 - (2) 最終の掛金払込みを証明するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、この組合が認めたときは、前項の書類の一部を省略できるものとする。

(電磁的方法による手続き)

第8条 共済契約者は、規約第38条(氏名および住所の変更)第2号に規定する事項については、書式に代えて電磁的方法によりこの組合に通知することができる。

- 2 前項に規定する電磁的方法による通知にかかる手続きは、つぎの各号のとおりとする。
 - (1) 共済契約者は、この組合がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に前項に規定する通知にかかる手続事項を入力し、この組合に送信する。
 - (2) この組合は、前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、この組合は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法により共済契約者に通知する。

- 3 電磁的方法による手続きにおいて、規約およびこの細則において特に定めのない事項については、「マイページ利用規約」を適用する。

(「居住」の定義)

第9条 給付認定基準にいう「居住」とは、現に当該地番に居住していることをいう。なお、共済契約者と親族が同一地番内に別棟で居住している場合でも、住民票上同一世帯であれば、2棟を一共済目的として取扱うものとする。

（「生計を一にする」の定義）

第 10 条 給付認定基準にいう「生計を一にする」ことの認定は、住民票または所属長（学校長）、市町村長、町内会長、自治会長の発行する居住証明書をもって行う。

（生計を一にする親族の占有する建物等の適用除外）

第 11 条 生計を一にする親族のうち、大学、私学、各種学校等の学生または生徒が、勉学等のため共済契約者の生活の本拠を離れて居住する場合については、給付認定基準（第 3 火災等損害認定基準第 1 項第 2 号）に定めるもののうち、占有している建物およびその建物内に収容されている家財については、共済の目的に含まないものとする。

（損害認定基準点数表における用語の適用範囲）

第 12 条 給付認定基準（第 3 火災等損害認定基準第 7 項）に定める損害認定基準点数表における用語の適用範囲についてはつぎのとおりとする。

(1) 屋根

一般的に使われる瓦・トタンなどの葺材からルーフィング・野地板・雨桶までを含む。

(2) 小屋組

屋根の骨組みを小屋組といい、軒桁・梁・束・母屋・棟木などで組み立てられるものをいう。

(3) 天井

天井板・合板張・石膏ボード張から野縁・釣木までを含む。

(4) 柱

管柱・通柱・半柱・床柱などをいう。

(5) 外壁

外壁とは建物の外周の屋外に面する壁をいい、主な仕上げ材の材質は、塗壁系（モルタル塗・土壁・しっくい塗等）と木質系や波トタン張などをいう。

(6) 内壁

主な仕上げ材は、繊維壁・プラスター壁・しっくい壁・土壁・合板張・クロスなどがある。

(7) 造作

押入れ・天袋・床の間・階段・便所・造り付戸棚などをいう。

(8) 建具

木製とアルミおよびスチールに大別され、雨戸・板戸・襖・障子などをいう。

(9) 畳

畳・ジュータン・その他の仕上げ材までを含む。

(10) 床

縁甲板・フローリングブロックの仕上げ材や根太・大引・土台までを含む。

（災害見舞金の共済の目的の範囲）

第 13 条 給付認定基準（第 5 災害見舞認定基準第 1 項）における「別棟の物置・納屋・車庫・門・塀・垣（家畜小屋を除く）」は、同基準（第 3 火災等損害認定基準第 1 項）に定める建物と同一宅地内に存するものとする。

（4 日以上を通院とみなす場合の特例）

第 14 条 給付認定基準（第 7 傷害認定基準第 1 項）における「4 日以上を通院」には、下肢の長管骨（大腿骨、腓骨、脛骨）の骨折、アキレス腱断裂または下肢関節の捻挫により、4 日以上連続してギプス固定をおこなった場合を含むものとする。この場合の下肢とは、股関節から下の部位をいう。

（病院または診療所と同等とみなす場合）

第 15 条 給付認定基準（第 7 傷害認定基準第 3 項）における「病院または診療所」のほか、柔道整復師法にいう施術所に通所した場合には、医師の指示に基づいて行われた施術に限り、当該施術

所についても、病院または診療所に準じて取り扱う。

(細則の変更)

第 16 条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、細則を変更する必要が生じた場合等には、民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)第 548 条の 4 (定型約款の変更) にもとづき、この細則にかかわる契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、細則を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

付 則

- 1 この細則は、1982 年 10 月 1 日より施行する。
- 2 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。
- 3 この改正細則は、1988 年 1 月 1 日より施行する。(改正第 2 条第 2 項、改正第 8 条第 2 項(1)1、2、(4)、(5))
- 4 この改正細則は、1990 年 2 月 23 日より施行する。(改正第 10 条第 2 項、第 3 項)
- 5 この改正細則は、1992 年 10 月 1 日より施行する。
- 6 この改正細則は 1998 年 4 月 1 日より施行する。(改正細則第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条)
- 7 この改正細則は、2005 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 この改正細則は、2009 年 9 月 16 日より施行する。
- 9 この細則は、2010 年 3 月 26 日から施行し、2010 年 4 月 1 日以後に発効する共済契約(更新契約を含む。)から適用する。

10 この細則の一部改正は、2017 年 9 月 1 日から施行し、2017 年 9 月 1 日から適用する。

11 この細則の一部改正は、2020 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 14 条(細則の変更)については、施行の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

12 この細則の一部改正は、2024 年 3 月 1 日より施行する。

別表
(第3条関係)

| 添付書類 | | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) | (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) |
|--------------|-----------|--------|---------------|-------------|--------------|-------|----------|-------|-----|-------|------|-----------|------------------------------------|---------------------------|----------|-------|----------|-------|
| | | 共済金請求書 | 死亡診断書または死体検案書 | 戸籍謄本または戸籍抄本 | 共済金受取人の印鑑証明書 | 障害診断書 | 共済金申請付属書 | 居住証明書 | 住民票 | 罹災証明書 | 写真 | 領収書または見積書 | 被扶養者認定証明書または被扶養者・扶養親族であることが証明できるもの | 固定資産税納付証明書または家主との賃貸契約書の写し | 入院・休業証明書 | 傷害証明書 | 退職見舞金申請書 | 退職証明書 |
| 共済金の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 死亡共済金 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 後遺障害共済金 | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 火災等・住宅災害等共済金 | 共済契約者 | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | 配偶者 | ○ | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | 生計を一にする親族 | ○ | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 災害見舞共済金 | 災害見舞金 | ○ | | | | | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | | | | |
| | 特別見舞金 | ○ | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | | | | |
| 入院・休業共済金 | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| 傷害共済金 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 退職見舞金 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ |

(注) ○は必要書類

△は場合により、必要となる書類